

労災療養費明細書 令和 年 月分

氏名											医療機関 の所在地 及び名称		
傷病名 部位											診療開始日 年 月 日		
											診療実日数 日(日)		
											転 帰 治ゆ・転医・中止・死亡・継続		
※初診料 3,850円		① 円			※再診料 1,430円× 回			② 円			金額計 ①+②+③	A 円	
※救急医療管理加算		1. 入院 6,900円× 日(7日間を限度)					2. 入院外 1,250円						
※再診時療養指導管理料		食事、日常生活、機能回復、メンタルヘルス 920円× 回			③ 円								
初診	時間外	休日	深夜	特	特導	特連	特地	外安全	外感染	その他	点		
再診	×	時間外	休日	深夜	特	外安全	外感染	その他	点				
管理 リハ	歯管 + + +	義管	実地指	P画像	歯リハ	その他	点						
投薬・注射	内 屯 外 注			調 × ×	処方 ×	情報 × + ×	処方せん × ×	注 × ×	点				
X線・検査	全顎	枚	色調 ×	P混検 ×	P部検 ×	基本 ×	精密 ×	そ	点				
	標	×	S培 ×	顎運動 ×	基本 ×	精密 ×	他	点					
	パ	×	EMR × × × ×	基本 ×	精密 ×	他	点						
処置	う蝕 ×	歯髄保護 × × ×	Rコ ×	填塞 × ×	Hys × ×	咬調 × ×	点						
	抜 ×	感染 ×	根管 ×	根管 ×	抜 ×	感 ×	加 ×	頭 ×	機 ×	除 × × ×	点		
	髓 ×	根 ×	管 ×	管 ×	充 ×	根 ×	圧 ×	微 ×	械 ×	間 × × ×	点		
手術	SC	×	+	×	×	SRP	前 × ×	小 × ×	大 × ×	点			
	SPT		P処 ×	う蝕薬物塗布 × ×	生活歯髄切断 × + ×	失活歯髄切断 ×	点						
	抜歯	乳 ×	前 ×	臼 ×	難 + ×	埋 ×	下顎智歯 + ×	口腔内消炎 × × ×	点				
その他											特定薬剤	点	
麻酔	伝麻 ×	浸麻 ×	その他									点	
歯冠 修成	補診		維持管理 × × ×	印象 × × × × × × × × × × × ×								点	
	前接C ×	前C ×	(生活) ×	(失活) ×	(窩洞) ×	充形 ×	咬合 × × × × × × × ×					点	
	金属冠 ×	金属冠 ×	金属冠 ×	金属冠 ×	金属冠 ×	修形 ×	支台築造	メタル ×	前小 ×	大 ×			
修復 及び	インレー	単純	複雑	前歯3/4	臼歯4/5	FMC	レジ前装前・小白歯	Tec	×	充填1 × ×	充填2 × ×	点	
	乳前小銀 ×	×	×	×	×	×	×	レジンインレー	×	×	充	単 × × ×	
	前小 ×	×	×	×	×	×	×	硬質レジンジャケット冠	×	×	乳 ×	充I 複 × × ×	
欠損 補綴	大 ×	×	×	×	×	×	×	CAD CAM	冠 × × ×	冠 × × ×	材	単 × × ×	
	大銀 ×	×	×	×	×	×	×	インレ	×	×	料	複 × × ×	
	14K	×	×	×	×	×	×	装着料	×	+	×	リテーナー × ×	
その他	根面被覆	前小 ×	大 ×	前小銀 ×	大銀 ×	レジン ×	装着材料	×	×	×	仮着料	×	×
	ボンド	パ大 ×	パ小 ×	接冠 ×	パ ×	× × ×	Br 装着料	×	×	パ	屈曲	不特 ×	保持装置 ×
	造	前装	前 ×	前銀 ×	他 ×	×	×	×	×	×	×	×	間接支台 ×
義歯	1~4歯 ×	床 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	5~8歯 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	9~11歯 ×	適 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	12~14歯 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	総義歯 ×	合 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他											点		
その他											点		
摘要											点数表以外の診療費(※保険診療外の治療をされた場合は部位・内容・理由を付記)	点数計 B 点	
											金額 C 円		
											金額 D 円		
											請求金額 A + C + D 円		

記載上の注意
 ※印のある初診料・再診料・指導料は点数でなく、金額で算定する。
 1. 救急医療管理加算は、初診時に救急医療が行われた場合、1回限り算定できる。
 (入院)1日につき6,900円・7日間を限度。(外来)初回来院日1,250円
 2. 再診時療養指導管理料は、外来患者に対して再診時に療養上の指導を行った場合に、指導の都度算定。
 ただし、同一月において健保点数表の特定疾患療養管理料と重複算定不可。
 3. 点数等改正があった場合は、訂正の上請求すること。

労働局 労災 () 円